



簡単な手話を学びませんか

申・問 困福祉課障害福祉係(☎内線1154)

誰でもできる簡単な手話を短時間で学べる「おためし講座」を開催します。この機会に、あいさつや自分の名前を覚えませんか。

日・時

昼の部 3月7日(土)・18日(水)・28日(土) 各日午後1時～
夜の部 3月13日(金)・27日(金) 各日午後7時～

内 各回とも同じ内容です。都合のよい日時にお申し込みください。

場 あんなかスマイルパーク

¥ 無料

持 筆記用具



家畜を愛玩目的で飼育する人にお知らせ

家畜(愛玩用を含む)の飼育者は家畜伝染病予防法に基づき毎年1回、県知事(家畜保健衛生所)に飼育頭羽数などを届け出る必要があります。

また、重大な家畜伝染病を疑う症状を発見した時の通報と家畜を病気から守るための消毒などの取

り組みも義務付けられています。

対象となる動物は、牛、鹿、馬、羊、山羊、豚(ミニブタ、マイクログタ含む)、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、エミュー、ほろほろ鳥および七面鳥です。1頭(羽)でも飼育している人は家畜保健衛生所に連絡して

ください。

届出内容 住所、氏名、連絡先と令和8年2月1日現在、飼育している動物の種類と頭羽数

連絡先 〒370-0074 高崎市下小島町233 西部家畜保健衛生所(☎362-2261)

日 日程
時 時間
期 期間
申 申込み先
場 会場・場所
問 問合せ先
対 対象・資格
電 電話
FAX FAX
内 内容
定 定員
料 料金・費用
持 持ち物
他 その他



ミツバチを飼育する人にお知らせ

ミツバチ(西洋・日本ミツバチを問わず、趣味での飼養も含む)を飼養するすべての人は、養蜂振興法に基づき毎年1回、県知事(家畜保健衛生所)に飼育状況などを届け出る必要があります。

飼育しているが届け出をしていない人、今後、飼育予定の人は家

畜保健衛生所に連絡してください。届出は群馬県電子申請システムからも可能です。

また、飼育に際して適切な衛生管理をお願いするとともに、異常があった場合は家畜保健衛生所までご連絡ください。

届出内容 住所、氏名、連絡先、

飼育場所、群数、飼育計画

連絡先 〒370-0074 高崎市下小島町233 西部家畜保健衛生所(☎362-2261)

詳しくはこちら



安中市土地開発公社からのお知らせ 住宅団地宅地分譲のご案内

申・問 安中市土地開発公社(困都市計画課内(☎内線1218))

安中市土地開発公社は「安中古城住宅団地」1区画を分譲しています。資料請求および詳細はお問い合わせください。

分譲地

古城住宅団地(1区画)

面積 243.27㎡

価格 6,130,000円

